

健発0523第2号
平成23年5月23日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

株式会社日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）の融資について

標記について、平成23年度第1次補正予算が平成23年5月2日に成立し、株式会社日本政策金融公庫における生活衛生資金貸付の貸付条件が下記のとおり改正され、平成23年5月23日から適用されることとなりましたので、この旨御了知の上、貴管下関係団体等に対する周知・指導方よろしく申し上げます。

なお、関連する融資制度要綱等については、別途通知しましたので念のため申し添えます。

記

1 「生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付」の創設

(1) 貸付対象

東日本大震災の被害を受けた者のうち、次のいずれかに該当する生活衛生関係営業者

- ①東日本大震災により直接の被害を受けた者（②に掲げる者を除く。）
- ②平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に際して、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項又は第20条第5項の規定により同法第15条第2項第1号の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する者
- ③①及び②に掲げる者（大企業を含む。）の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた者
- ④東日本大震災に起因する社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している者又は来すおそれのある者であって、中長期的には

業況の回復が見込まれるもの。ただし、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者に限る。

(2) 貸付限度額

(1) の①、②及び③

各貸付制度に定める貸付限度額に上乗せ6,000万円（組合等については5,000万円）

(1) の④

既往貸付残高に関わらず5,700万円

(3) 貸付期間

(1) の①及び②

設備資金20年以内、運転資金15年以内（組合等の共同購入運転資金に限る。）

(1) の③

設備資金、運転資金共に15年以内（組合等の共同購入運転資金に限る。）

(1) の④ 8年以内

(4) 据置期間

(1) の①及び② 5年以内

(1) の③ 3年以内

(1) の④ 3年以内

(5) 貸付利率

(1) の①及び②に掲げるもののうち、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたものについて次のとおりとする。

当初3年間は、3,000万円の範囲で基準利率-1.4%

4年目以降または3,000万円超の部分は、基準利率-0.5%

(1) の③に掲げるもののうち、(1) の①及び②に掲げる者（大企業を含む。）の事業活動に相当程度依存している生活衛生関係営業者（売上等が相当程度減少している者に限る。）であって、当該事実に係る証明を市町村長その他相当な機関から受けたものについて次のとおりとする。

当初3年間は、3,000万円の範囲で、基準利率-0.9%

4年目以降又は3,000万円超の部分は、基準利率

ただし、次の要件に該当する場合は、それぞれに定める利率とする。

ア 次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合は、当初3年間は、3,000万円の範囲で基準利率-1.2%、4年目以降又は3,000万円超の部分は基準利率-0.3%とする。

（ア）最近3ヵ月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同期に比し5%以上減少していること

（イ）最近1ヵ月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヵ月を含む3ヵ月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同期

に比して20%以上減少することが見込まれること

イ 雇用の維持又は雇用の拡大を図る場合

当初3年間 3,000万円の範囲で、基準利率-1.1%

4年目以降又は3,000万円超の部分は、基準利率-0.2%

ウ 上記のア及びイのいずれの要件にも該当する場合

当初3年間 3,000万円の範囲で、基準利率-1.4%

4年目以降又は3,000万円超の部分は、基準利率-0.5%

(1)の④に掲げるもののうち、次の要件に該当するものについては、それぞれに定める利率とする。

ア 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、基準利率-0.3%とする。

(ア) 最近3カ月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同期に比し5%以上減少していること

(イ) 最近1カ月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2カ月を含む3カ月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること

イ 雇用の維持又は雇用の拡大を図る場合は、基準利率-0.2%

ウ ア又はイのいずれの要件にも該当する場合は、基準利率-0.5%

(6) 取扱期間

平成23年9月30日までとする。

2 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の拡充等

(1) 生活衛生同業組合等における推薦要件の改正

経営特別相談員又は経営指導員が小規模事業者の申込の受付の際に確認する要件として、所得税、法人税、事業税又は都道府県民税若しくは市町村民税について納期限の到来している当該義務納税額を「全て完納していること」から「原則として、全て完納していること」へ拡充する。

(2) 東日本大震災の被害を受けた者のうち、生活衛生同業組合、組合が未結成の場合は都道府県指導センターが策定する、被災地等の生活衛生関係営業者再建支援方針に沿った事業を行うことが見込まれる直接被害及び間接被害並びに原発事故にかかる警戒区域等内に事業所を有する小規模事業者（市町村長その他相当な機関等から当該事実の証明を受けた者）に対して、以下のとおり貸付利率及び貸付限度額を拡充する。

ア 貸付利率について、当初3年間、1,000万円の範囲で、経営改善貸付利率から-0.9%とする。4年目以降は、経営改善貸付利率とする。

イ 貸付限度額について、1,500万円とは別に1,000万円とする。

ウ 取扱期間について、平成23年3月11日から平成23年9月30日までとする。

3 生活衛生関係営業セーフティネット貸付の拡充措置の一部終了

(1) 経営環境変化対応資金

貸付利率について、平成23年9月30日までに貸付契約を行う資金のうち次の要件に該当するものについては貸付後3年間の適用利率をそれぞれに定める利率とする取扱を平成23年5月22日までとする。

ア 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、基準利率から0.3%控除した利率

(ア) 最近3ヵ月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少していること

(イ) 最近1ヵ月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること

イ 雇用の維持又は雇用の拡大を図る場合は、基準利率から0.2%を控除した利率

ウ ア及びイのいずれの要件にも該当する場合は、基準から0.5%を控除した利率

(2) 金融環境変化対応資金

貸付利率について、平成23年9月30日までに貸付契約を行う資金のうち次の要件に該当するものについては貸付後3年間の適用利率をそれぞれに定める利率とする取扱を平成23年5月22日までとする。

ア 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、基準利率から0.3%控除した利率

(ア) 最近3ヵ月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少していること

(イ) 最近1ヵ月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること

イ 雇用の維持又は雇用の拡大を図る場合は、基準利率から0.2%を控除した利率

ウ ア及びイのいずれの要件にも該当する場合は、基準から0.5%を控除した利率